

東日本大震災関係のお知らせ

高速道路の無料開放について～市では高速道路用の被災証明書を発行しています～

6月20日から東日本大震災による被災者支援のため、当面の復興支援のため東北地方を発着する被災者および原発事故による避難者・中型車・大型車・特大車について、適用条件により東北地方の高速道路が無料開放されます。また、今回の被災者支援の無料化により休日特別割引の変更および無料化社会実験が凍結されます。

◇**適用条件**…入口・出口を一般レーンで通行すること。被災・り災証明書を有している人が乗車し、入口で受け取った通行券と併せて同証明書と本人確認ができる書面（運転免許証やパスポート、保険証など）を提示することなど※証明書は本庁震災相談総合窓口、各支所市民課で発行します。印鑑と本人確認ができるものが必要です。

◎**問い合わせ先**…ネクスコ東日本お客様センター ☎0570-024-024、市災害対策本部 ☎2111

宅地災害復旧工事補助金～被災した宅地の復旧経費の一部を補助します～

◇**対象宅地**…①個人が所有する被災宅地で、放置すれば隣接する住宅や道路などに二次災害を及ぼす恐れのあるもの②被災宅地を復旧しなければ被災住宅の再建または補修ができないもの③相当の危険性があり、緊急に復旧工事を要すると市長が認めたもの

◇**補助対象者**…対象宅地にある住宅に居住する所有者、管理者および占有者またはその同居の家族

◇**補助対象工事**…被災宅地の復旧工事で対象経費の合計額が50万円以上のもの（3月12日以降着手し、既に工事が完了している場合も対象となります）

◇**対象経費**…①のり面の保護②排水施設の設置③地盤補強および整地④擁壁の設置および補強（旧擁壁の除去を含む）⑤地盤調査および設計調査費⑥その他市長が認めたもの

◇**補助率など**…対象経費の2分の1以内で、限度額100万円（千円未満の端数は切り捨て）

◇**申請受付**…7月11日㊿～（先着順となります）

◎**問い合わせ先**…本庁都市計画課 ☎28541または各支所建設課

私道災害復旧工事補助金～被災した私道の復旧経費の一部を補助します～

◇**対象私道**…①道路幅員が1.8㍎以上であるもの②一端が公道または建築基準法に基づく道路位置指定を受けた他の私道に接するもの③当該私道に面して家屋が2戸以上存在すること（ただし、同一所有者の所有する家屋にあっては1戸とみなす）④私道境界が明確であるもの⑤維持管理を行う人が明確であること

◇**補助事業者**…私道に面し、居住する人のうちから選任された者

◇**補助対象工事**…舗装工、排水工、防護柵工、法面工などの原形復旧に要する経費で、その合計額が20万円以上であること（3月12日以降着手し、既に工事が完了している場合も対象となります）

◇**補助率など**…対象経費の4分の1以内の額で、限度額50万円（千円未満の端数は切り捨て）

◇**申請受付**…7月11日㊿～（先着順となります）

◎**問い合わせ先**…本庁維持課 ☎28521または各支所建設課

緊急経済対策住宅リフォーム助成事業～7月1日㊿から一部変更になります～

◇**対象住宅**…市民が居住する建築後10年以上経過した住宅（り災証明書の交付を受けた住宅は経過年数を問わない）

◇**対象工事**…市内の施工業者を利用し、対象経費が30万円以上のリフォームで申請手続き後に着手するもの（ただし、り災証明書の交付を受けた住宅で、3月12日以降着手し、既に工事が完了した場合も対象となります）

◇**助成内容**…対象経費の10分の1以内の額で、限度額10万円、耐震改修工事助成事業と併せて実施する場合は20万円相当の商品券で助成

◇**申請受付など**…先着順となります

◎**問い合わせ先**…本庁建築住宅課 ☎28532または各支所建設課

住家被害における調査依頼への対応について

市民の皆様から住家被害における調査依頼を受理し、受け付け順を基本に調査を進めておりますが、震災による被害は市内全域に及び、しかも多数に上っていることから「り災証明書」の発行に時間をいただいている状況です。東京都豊島区および県の協力を得て、調査の早期終了を目指して取り組んでおりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎**問い合わせ先**…本庁税務課 ☎28257

■医療費助成所得制限限度額表

控除対象配偶者および扶養親族などの数	0人	1人	2人	3人	4人	
乳幼児・小学生	所得制限なし（乳幼児は所得課税状況により受給区分を判定）					
妊産婦本人・保護者	272万円	310万円	348万円	386万円	424万円	
ひとり親家庭など	父母 扶養義務者	192万円 236万円	230万円 274万円	268万円 312万円	306万円 350万円	344万円 388万円
重度心身障がい者	本人 扶養義務者など	395万4千円 663万7千円	433万4千円 688万6千円	471万4千円 709万9千円	509万4千円 731万2千円	547万4千円 752万5千円

これら助成を受けるためには、所得が上の限度額以内であることが条件です。新たに助成を受けようとする人は、申請により受給資格の認定を受けることが必要です。

現在、受給者証の有効期限が7月31日までの受給者証をお持ちの人は、8月1日から使用する受給者証を、資格審査

■**ひとり親家庭など**…①配偶者のいない父または母と18歳以下（18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童

■**重度心身障がい者**…身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級特別障害給付金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

■**妊産婦**…妊娠5か月目の月の初日から、出産の日の翌月末日までの妊産婦

■**重度心身障がい者**…身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級特別障害給付金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

■**ひとり親家庭など**…①配偶者のいない父または母と18歳以下（18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童

■**妊産婦**…妊娠5か月目の月の初日から、出産の日の翌月末日までの妊産婦

■**重度心身障がい者**…身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級特別障害給付金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

■**保険証が更新されます**…現在お使いの保険証は、有効期限が23年7月31日までです。8月1日から使用する保険証は、7月下旬に送付します。

■**23年度保険料が決まります**…後期高齢者医療制度に加入しているみなさんには、「保険料額決定通知書」と「保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬に送付します。

■**普通徴収の人には納入通知書を送ります**…お手元に納入通知書が届きましたら、確認のうえ納期限までに忘れずに納付しましょう（10月から特別徴収に切り替わる人も含みます）。※普通徴収の対象は①年金額が年額18万円未満②介護保険料と後期保険料の合計額が年金額の2分の1を超え③年度途中で資格取得した

■**入院する人は事前に申請を**…世帯全員の市県民税が非課税である世帯の被保険者が入院する場合、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が減額されます。該当する人は本庁国保年金課または各支所市民課で認定の申請を行ってください。

■**納付には便利な口座振替を**…納付には、便利で確実な口座

■**入院する人は事前に申請を**…世帯全員の市県民税が非課税である世帯の被保険者が入院する場合、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が減額されます。該当する人は本庁国保年金課または各支所市民課で認定の申請を行ってください。

■**納付には便利な口座振替を**…納付には、便利で確実な口座

■**納付の相談と減免**…納付期限までに納付が困難な場合にはご相談ください。また、災害や事業の廃止など、家計の状況から生活の維持が困難になったときなどは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

◎**問い合わせ先**
本庁国保年金課 ☎2834
3または各支所市民課

市は乳幼児、小学生、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭などに対して、病院などにかかった際の医療費（一部負担金）の全部または一部を助成しています。

■**乳幼児**…出生から就学前までの乳幼児（6歳に達する日

以降、最初の3月31日まで）

■**小学生**…就学後小学校卒業までの児童（12歳に達する日以降、最初の3月31日まで）※平成23年4月から制度を開始

■**妊産婦**…妊娠5か月目の月の初日から、出産の日の翌月末日までの妊産婦

■**重度心身障がい者**…身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級特別障害給付金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

■**ひとり親家庭など**…①配偶者のいない父または母と18歳以下（18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童

■**妊産婦**…妊娠5か月目の月の初日から、出産の日の翌月末日までの妊産婦

■**重度心身障がい者**…身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級特別障害給付金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

■**保険証が更新されます**…現在お使いの保険証は、有効期限が23年7月31日までです。8月1日から使用する保険証は、7月下旬に送付します。

■**23年度保険料が決まります**…後期高齢者医療制度に加入しているみなさんには、「保険料額決定通知書」と「保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬に送付します。

■**普通徴収の人には納入通知書を送ります**…お手元に納入通知書が届きましたら、確認のうえ納期限までに忘れずに納付しましょう（10月から特別徴収に切り替わる人も含みます）。※普通徴収の対象は①年金額が年額18万円未満②介護保険料と後期保険料の合計額が年金額の2分の1を超え③年度途中で資格取得した

8月以降も現在の受給者証をお使いください。

■**医療費助成受給者が震災により被災され医療費の一部負担金の減免を受けられる場合の取り扱い**…住宅が全半壊したことなどにより、健康保険から一部負担金の減免を受け

ると、3月11日以降に病院などへ支払った医療費の一部負担金が還付されることがあります。この還付される一部負担金を医療費助成に申請済み場合は、後日、内容確認や返還などの手続きをご案内することがあります。

振替をご利用ください。「年金天引き」から「口座振替」への変更もできます。手続きは、金融機関窓口での口座振替の手続きと市役所窓口での納付方法変更申出書の提出が必要です。

■**納期限までに納付しない場合**…督促手数料や延滞金が増算されたり、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。また、特別な事情がないのに未納が続いた場合、財産を差し押さえることがあります。

乳幼児 妊産婦 など対象 医療費を助成しています